

知的財産権取得事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

知的財産の保護又は活用の推進を図ることにより、発明及び考案を奨励するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
日本国特許庁への特許の出願若しくは出願審査請求又は国内実用新案登録の出願	事業者	1 中小企業者であること。 2 市内において引き続き6月以上事業を営んでいること又は春日井商工会議所の推薦を受けていること。 3 特許の出願若しくは出願審査請求又は国内実用新案登録の出願を行う者であること。 4 事業活動のため、特許の出願若しくは出願審査請求又は国内実用新案登録の出願を行っていること。 5 市税を滞納していないこと。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に100分の50を乗じて得た額以内	1の申請につき10万円（共同出願の場合は各10万円）及び1の年につき50万円	1 特許の出願及び出願審査請求並びに国内実用新案登録の出願に係る手数料 2 弁理士に支払った特許の出願及び出願審査請求並びに国内実用新案登録の出願に係る手数料相当額並びに弁理士への報酬（成功報酬を除く。）及び経費

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
特許又は国内実用新案の出願日又は出願審査請求日から90日以内

5. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

Eメール kigyo@city.kasugai.lg.jp

6. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類																				
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	<table border="1"><thead><tr><th>交付申請時の提出書類</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>助成金交付申請書</td><td>【第 6 号様式】</td></tr><tr><td>事業内容報告書</td><td>【市様式】</td></tr><tr><td>市税等調査承諾書</td><td>【市様式】※要代表者印</td></tr><tr><td>受領書の写し</td><td></td></tr><tr><td>特許又は国内実用新案の出願書類一式</td><td>左記がない場合は、発明・考案の内容がわかるもの</td></tr><tr><td>請求書又は契約書の写し</td><td>左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し</td></tr><tr><td>領収書の写し</td><td>左記がない場合は、銀行振込確認書や手形の耳の写しなどの、事業の支出を証する書類の写し</td></tr><tr><td>春日井商工会議所の推薦書</td><td>6月以上市内において営んでいない場合のみ</td></tr><tr><td>その他</td><td>上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。</td></tr></tbody></table>	交付申請時の提出書類	備 考	助成金交付申請書	【第 6 号様式】	事業内容報告書	【市様式】	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印	受領書の写し		特許又は国内実用新案の出願書類一式	左記がない場合は、発明・考案の内容がわかるもの	請求書又は契約書の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書や手形の耳の写しなどの、事業の支出を証する書類の写し	春日井商工会議所の推薦書	6月以上市内において営んでいない場合のみ	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	交付申請時の提出書類	備 考																			
	助成金交付申請書	【第 6 号様式】																			
	事業内容報告書	【市様式】																			
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印																			
	受領書の写し																				
	特許又は国内実用新案の出願書類一式	左記がない場合は、発明・考案の内容がわかるもの																			
	請求書又は契約書の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し																			
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書や手形の耳の写しなどの、事業の支出を証する書類の写し																			
	春日井商工会議所の推薦書	6月以上市内において営んでいない場合のみ																			
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。																			
		<table border="1"><thead><tr><th>助成金請求時の提出書類</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>請求書</td><td>【第 13 号様式】</td></tr><tr><td>助成金交付決定通知書の写し</td><td></td></tr></tbody></table>	助成金請求時の提出書類	備 考	請求書	【第 13 号様式】	助成金交付決定通知書の写し														
	助成金請求時の提出書類	備 考																			
	請求書	【第 13 号様式】																			
助成金交付決定通知書の写し																					

7. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 3（第 5 条関係）に定める知的財産権取得事業助成金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。